

## 出来事（2012年5月）

### 1. コチニール色素についての注意喚起

5月11日、消費者庁消費者安全課から、「コチニール色素に関する注意喚起」がなされました。

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120511kouhyou\\_9.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120511kouhyou_9.pdf)

これに対して、5月24日付けの「食品化学新聞」は、「食壇」で、『勇み足な消費者庁の「注意喚起』』との記事で、コチニールの不純物のタンパク質が原因物質であること、食品健康影響評価が実施されていないこと等の問題を指摘しました。

### 2. 食品添加物の新規指定

現在、香料5品（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物、*trans*-2-ペンテナール）とサッカリンカルシウム及びリン酸一水素マグネシウムの合計7品目が指定待ちとなっています。

昨年続き今年も指定促進が閣議決定されましたが、その後も目立った進展はありません。

### 3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、2012年5月7日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（46品目、2012年4月5日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（4品目、2012年5月10日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

### 4. 未審査の遺伝子組換え食品添加物

1) 昨年12月5日、①CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム、②KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについては、遺伝子組換え審査の手続きを経ず流通していたことが判明した（厚労省の報道）。

2) 昨年12月20日、BASFジャパン株式会社に対し、遺伝子組換え審査の手続きを経ず販売していたリボフラビンの輸入・販売を取りやめるよう指示した（厚労省の報道）。

3) 昨年12月21日、BASFジャパン株式会社に対し、遺伝子組換え審査の手続きを経ず販売していたキシラナーゼの輸入・販売を取りやめるよう指示した（厚労省の報道）。

4) 本年4月17日、協和発酵バイオ株式会社に対し、BASFジャパン株式会社に対し、遺伝子組換え審査の手続きを経ず販売していたL-フェニルアラニンの販売自粛を指示した（厚労省の報道）。

\*この問題については、さらに品目が拡大する可能性があります。

### 5. 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改正.

健康影響評価等を定めた「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」について、消費者庁を指令等にする等の改定を行うことになり、パブリックコメントが求められた。期限は、5月31日です。6月に閣議決定される予定です。

## 6. 消費者庁・食品表示一元化

5月11日、三田共用会議所にて、消費者庁の第8回食品表示一元化検討会が開催されました。前回（4月18日）に続き論点整理（案）が審議されました。第9回食品表示一元化検討会は、6月8日に開催される予定です。

5月16日に、衆議院第二議員会館で「消費者行政強化のための円卓会議@民主党」が開催されました。大河原雅子参議院議員が、「食品安全と一元化」と題してこの課題を取り上げました。

## 7. 食品の放射能問題

### 1) 規制（新たな規制値） 食品衛生法

飲料水：10Bq/kg、牛乳：50Bq/kg、乳児用食品：50Bq/kg、一般食品：100Bq/kg とする新しい規制が、本年4月1日から施行されました。これに伴い、EU、韓国は、日本からの輸入食品は日本の基準に一致した、4月12日、日本品に対するEU規制が公表されました。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:097:0020:0023:EN:PDF>

### 2) 出荷制限（2012年5月24日 現在）厚生労働省

福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県で、新たな出荷制限が行われることになりました。福島県以外でも、5月になって、茨城県の「こしあぶら（野生）」と「ウナギ」、栃木県の「タケノコ」、「くそさてつ（野生）」、「こしあぶら（野生）」、「さんしょう（野生）」、「ぜんまい（野生）」、「わらび（野生）」と「ウグイ」（養殖を除く）、千葉県の「原木シイタケ（施設栽培）」、宮城県の「タケノコ」、「こしあぶら」、「ぜんまい」、「マダラ」、「ヒガンフグ」、「イワナ（養殖を除く）」と「イノシシ肉」、岩手県の「こしあぶら」、「ぜんまい」、「わらび（野生）」、「マダラ」、「イワナ（養殖を除く）」と「ウグイ」に、出荷制限が設けられました。

制限が縮小される気配はありません。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002bbf2-att/2r9852000002bb1n.pdf>

### 3) 検査結果（5月28日 現在）厚生労働省 第400報

基準値超過は、3検体。

- ・宮城県産ヒラメ（Cs：230 Bq/kg）
- ・栃木県産原木シイタケ（Cs：140 Bq/kg）
- ・群馬県産イワナ（Cs：190 Bq/kg）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002blaw.html>

## 8. 人工甘味料が炎症性腸疾患の原因との仮説

サッカリンやスクラロースの認可による使用と炎症性腸疾患（inflammatory bowel disease）の増加とが関係するという仮説が、4月21日付けの“World Journal of Gastroenterology”で公表されました。

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC3332284/pdf/WJG-18-1708.pdf>

## 9. FDAによる香辛料のリコール

4月26日、米国FDAは、「Shad Javantri」（香辛料のホールメース）に、表示されていない亜硫酸とFD&C Yellow #5.（食用黄色4号に相当）、不許可色素であるローダミンB及びマラカイトグリーンを含んでいるのでリコールされていると報道しました。また、亜硫酸に過敏な消費者は本製品の使用によって、重篤なアレルギーを引き起こす可能性があるとしています。

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm302053.htm>

## 10. 褐変しない遺伝子組換えリンゴの認可申請

4月15日、カナダの食品規制庁（Canadian Food Inspection Agency）は、Okanagan Specialty Fruits社の褐変しない遺伝子組換えリンゴの新規食品、家畜飼料、環境放出の認可申請を受領したことを明らかにしました。コメント提出期限は、7月3日。

<http://www.inspection.gc.ca/plants/plants-with-novel-traits/notices-of-submission/okanagan-specialty-fruits-inc-/eng/1335141426301/1335142810470>

## 11. 検疫所のモニタリングで食品衛生法違反とされた輸入食品が全量販売済み

輸入食品の食品衛生法違反事例（2012年5月）で、モニタリングで食品衛生法違反とされた輸入食品が全量販売済みあるいは消費済みの品目が5品目に及ぶことは特筆すべきです。

- ・ 株式会社ローヤルがドイツから輸入した「生鮮西洋わさび」
- ・ 有限会社イチバン貿易が中国から輸入した「活あげまき貝」（通称、まてがい）と「冷蔵むき身ウシガエル」
- ・ 株式会社明興商事が中国から輸入した「生鮮レイシ（ライチ）」
- ・ 株式会社エルポートが中国から輸入した「生食用冷蔵むき身ウニ」

## 12. 貝類に一律基準を超えてプロメトリン（トリアジン除草剤）が残留

- ・ 有限会社イチバン貿易が中国から輸入した「活あげまき貝」（通称、まてがい）の2件
- ・ ハナマルキ株式会社が中国から輸入した「レトルト殺菌食品：あさり」
- ・ 株式会社福原商会在が中国から輸入した「活あさり」

\*既に、3月8日、株式会社マルハニチロ食品は、同社が販売した下記の缶詰および冷凍食品において、「あさり」から基準値を超える農薬「プロメトリン（除草剤）」が検出されたとして、自主回収を行うと発表している。【対象製品】：あさり水煮、シーフードミックス

## 13. 指定外添加物（TBHQ）の使用あるいは検出例

- ・ 株式会社JSインターテックがフィリピンから輸入した「スナック菓子類」
- ・ 株式会社スウィートファクトリージャパンがアメリカ合衆国から輸入した「チョコレート」及び「チョコレート類」

（作成：2012年5月29日）